

## 愛知DMAT設置運営要領の制定について

### 1 背景

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶や医療従事者の確保が困難だったことにより、被災者が被災地内で十分な医療を受けられずに死亡したことが大きな問題として取り上げられた。このため、厚生労働省においては、災害時に専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療活動や広域医療搬送等が行えるよう、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の養成を平成17年度から開始し、本県においては現在、13病院22チームのDMATが研修を受講している。

厚生労働省は、このDMATの活動の指針となる「日本DMAT活動要領」を平成18年4月に定め各都道府県に通知するとともに、各都道府県に対し、DMATの運用計画を策定するよう要請した。これを受け、本県として、DMATの運用計画となる、「愛知DMAT設置運営要領」を制定するものである。

### 2 経緯

「愛知DMAT設置運営要領」制定のための検討組織として、DMAT設置病院の医師、愛知県医師会、愛知県病院協会、日本赤十字社愛知県支部、消防機関からなる愛知県DMAT運営協議会を平成19年度に設置し、検討を重ねてきた。

### 3 愛知DMAT設置運営要領（案）の概要

資料2-2のとおり。

### 4 愛知DMAT設置運営要領（案）

資料2-3のとおり。

### 5 今後の予定

日本DMAT活動要領及び愛知DMAT設置運営要領（案）第7条第2項の規定により、DMATの活動内容や活動時の費用負担などを内容とする協定を締結することになっていることから、速やかに協定を締結し、大規模災害に備える。